条約

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十五号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスウェーデン政府は、

千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によって改正された千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第二条1を次のように改める。

1　この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　復興特別法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　スウェーデンについては、

(i)　国税である所得税

(ii)　配当に対する源泉徴収税

(iii)　非居住者に対する所得税

(iv)　非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税

(v)　地方税である所得税

（以下「スウェーデンの租税」という。）

第二条

条約第三条1(i)及び(j)を次のように改め、並びにそれらの次に次の(k)及び(l)を加える。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　スウェーデンについては、財務大臣、権限を与えられたその代理者又はこの条約の適用上権限のある当局として指定された当局

(k)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(l)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

第三条

条約第四条を次のように改める。

第四条

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の政府機関、地方政府又は地方公共団体並びに第二十一条のA7(d)に規定する年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3　1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。当該合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第四条

1　条約第六条2を次のように改める。

2　「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、建物、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

2　条約第六条4中「及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得」を削る。

第五条

1　条約第七条4を削る。

2　条約第七条6中「5まで」を「4まで」に改め、同条5、6及び7をそれぞれ同条4、5及び6とする。